主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

## 第一 申立

- 一 控訴人
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人

## 主文同旨

第二 主張及び証拠

当事者双方の主張及び証拠は、原判決事実摘示のとおり(但し、原判決三枚目表五行目の「法所定」を「同法所定」と改める。)であるから、これを引用する。

理由

一 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する本訴請求は、これを認容すべきものと判断する。その理由は、原判決の理由説示と同一(但し、原判決八枚目表末行の「法所定」を「宅造事業法所定」と、一〇枚目裏五行目の「正権限」を「権原」とそれぞれ改める。)である

から、これを引用する。

二 以上によれば、原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民訴法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 荻田健治郎 渡部雄策 井上繁規)